

第3章 男女共同参画の推進に関する施策

基本目標 1

地域社会における男女共同参画の実現



【現状と課題】

近年、女性の社会進出により、様々な分野において女性活躍の場が広がってきていますが、政策や意思決定過程への女性の参画は未だ、低水準にとどまっています。男女共同参画の推進をするためには、女性ならではの視点や新たな意見を取り入れていくなど、社会のあらゆる意思決定の場において、男女が共に参画することが不可欠です。

また、「女性は家事と育児、男性は労働」というような固定的性別役割分担意識（アンコンシャスバイアス）や固定観念は、地域社会、家庭、職場などに根強く残っています。その結果、女性の活動分野を狭める大きな要因となり、男性の家庭や地域社会への参画を阻む結果になっていることから、固定的な性別役割分担意識の解消を図り、男性が家事や育児など、家庭生活や地域活動に積極的に参画しやすい環境づくりの推進が必要です。

さらに、男女の性別だけでなく、性的マイノリティを含むすべての人の問題として、ジェンダーに基づく偏見や不平等の解消を図るなど、誰もが安心して暮らせる社会の実現を目指し、一人の人間として互いに個人を尊重する男女平等の意識を育てるためには、子どもの頃から地域や学校等における男女共同参画意識の涵養と実践教育が重要となります。

男女間における暴力等については、「DV防止法」が制定されましたが、依然として女性への暴力被害は全国的に増加傾向にあります。特に、女性に対する偏見や差別意識によって繰り返されてきた、DVや性犯罪、ハラスメント、ストーカー行為、さらに、近年においては、SNSなどの新たな情報発信媒体の広がりに伴い、暴力の多様化や若年層への拡大被害もみられます。

このようなDVや性暴力などは、生命や身体を脅かす犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女平等・男女共同参画の視点に立った社会づくりを大きく阻害するものです。そのため、暴力を容認しない社会環境の整備が必要であり、かつ、被害が潜在化しないよう被害者が相談しやすい環境づくりや、心身に傷を受けた被害者の立場に立った相談・支援が求められます。

また、社会基盤として重要な役割を果たす自治会活動については、女性が多く参加している一方で、町内会などの地域団体における会長等の役職は、男性がその多くを占めており、女性の参画は低水準にとどまっています。今後、持続可能な地域社会にしていくためには、町民の活動への参画やリーダーとしての女性参画の拡大が必要です。

【男女共同参画の推進に関する施策の方向】

1 政策・方針決定過程への女性参画の促進

性別による偏りをなくし、バランスのとれた社会を形成するためには、男女共同参画の視点と女性の参画が不可欠です。そのため、政策・方針決定の場に男女が共同して参画する機会が確保されるよう、各種審議会等委員への女性の積極的な登用や女性の人材育成を推進します。

なお、本町においては、政策・方針決定過程への女性の参画を引き続き推進するため、令和4年度の実績で13.8%である審議会等への女性委員の構成比率を、本計画期間内に30%まで引き上げることを目標に掲げます。

また、本町職員については、職員の意欲と能力の把握に努め、職務経験の付与や能力を向上・発揮させる機会の確保について、男女の隔たりがないように配慮して女性職員の登用に努めます。

さらに、各分野において活躍する女性リーダーを育成します。

施策の項目	推進担当課
(1) 審議会等委員及び本町職員の管理職等への女性登用の推進	全庁
(2) 女性の参画・登用に関する事業者、団体等に対する働きかけ・情報提供	全庁
(3) 女性リーダーの育成	全庁

2 男女共同参画社会に向けた意識啓発

町内会や町民活動団体への活動支援、学校教育の場における平等教育や道徳の授業等の実践、本町職員等に対する研修等を実施します。

また、あらゆる年代の町民が、男女共同参画の重要性についての認識を継続的に深めることができるよう、講演会を開催するほか、スポーツを通して社会全体の女性活躍を応援するとともに、様々な啓発活動等を促進します。

施策の項目	推進担当課
(1) 男女共同参画・多様性の尊重に関する普及啓発	全庁
(2) 本町職員等の男女共同参画に関する理解の推進	総務課
(3) 人権及び男女共同参画に関する相談体制の推進及び関係機関との連携強化	健康福祉課 子ども教育課 生涯学習課

3 あらゆるハラスメントの根絶

女性に対するハラスメントは特に重大な人権侵害であり、男女が平等でお互いを尊重し、対等な関係づくりを進める男女共同参画社会の形成を阻害するものであることから、あらゆる場でのハラスメントの防止など、男女が共に働きやすい環境づくりに向けて啓発や研修などの取組を促進します。

また、DVや子ども・高齢者・障がい者等に対する虐待の防止と暴力事案の早期発見・早期対応ができるよう、今後も地域全体での見守りや福島県・関係機関との連携を密にしながら、相談体制の強化や相談窓口の周知を継続的に行っていくよう努めます。

さらに、DVなどの被害者救済のため、相談体制の充実を図るとともに、警察等関係機関との緊密な連携・協力において、被害者及び関係者の安全確保を最優先とし、被害者ニーズに対応した支援活動の強化に努めます。

施策の項目	推進担当課
(1)あらゆるハラスメントを根絶し、発生を防ぐための意識啓発	全庁
(2)性犯罪など被害者等の相談対応及び関係機関との連携強化	総務課 住民課 健康福祉課 (社会福祉協議会) 子ども教育課

4 地域活動における男女共同参画の促進

地域の特定の活動が片方の性に偏るなど、性別や年齢等により役割を固定化することのないよう、男女共に多様な年齢層の参画を促進します。

また、子どもや高齢者の見守り、防災・防犯、環境美化など、共助の社会基盤として重要な役割を果たす地域において、都市化の進展や少子高齢化、人口減少といった社会構造の変化に対応し、人と人とのつながりが実感できる良好なコミュニティが維持できるよう支援事業を推進します。

施策の項目	推進担当課
(1)地域活動への参画促進と支援及び情報提供	総務課 住民課 健康福祉課 子ども教育課 生涯学習課

基本目標 2

家庭生活における男女共同参画の実現



【現状と課題】

家庭生活は、より身近な男女共同参画の場であり、家庭内での理解やコミュニケーションを深めることは不可欠です。

また、新型コロナウイルス感染症の影響によりテレワークが推進され、家庭内における役割分担の見直しの契機になっています。

共働き世帯の増加する中、依然として、家庭生活における家事、育児、介護の負担割合には開きがあり、より多くの家事等を女性が担う傾向が見られます。

そのため、共に協力しながら家事等を行うことのできる環境の整備や育児を支えるため、社会的支援体制の整備が求められていることから、男性の家事等参加への理解や意識改革が必要であることに加え、介護を必要とする高齢者等の様々なニーズに対する生活支援策の充実、ひとり親家庭等への必要な情報の提供や助成など、生活の自立に向けた支援事業の推進にも努める必要があります。

さらに、男女が共に健康で元気に過ごすためには、互いの身体的性差についての理解を深めつつ、それぞれの健康状態に応じた適切な自己管理が必要であることから、ライフサイクルを通じて快適な生活ができるよう、思春期、成人期、更年期、高齢期等に加え、女性においては妊娠・出産期等の各時期に応じた健康の保持増進など、生涯にわたる心身の健康支援への取組が必要となっています。

【男女共同参画の推進に関する施策の方向】

1 共に築く家庭生活のための意識啓発

すべての町民が男女共同参画をそれぞれの身近な問題として認識し、家族がコミュニケーションを図り、協力し合いながら、家事等についてそれぞれの責任を担っていくことができるよう、情報提供や意識の啓発を推進します。

施策の項目	推進担当課
(1)互いに支え合う家庭生活に関する意識啓発	健康福祉課 子ども教育課 生涯学習課
(2)男女が協力し、責任を担っていくための情報及び学習機会の提供	健康福祉課 子ども教育課 生涯学習課

2 育児及び介護に関する社会的支援の充実

安心して子どもを産み、健やかに育てることができるよう、子育てしながら働き続けられる環境の整備や子育て支援の充実に努めます。

また、育児負担や介護負担を抱えている方に手厚い支援が行き届くよう、利用者のニーズを踏まえた保育及び介護サービス体制を整備・充実させることで、本町全体の機運醸成に努めます。

施策の項目	推進担当課
(1)育児及び介護に関する情報提供並びに相談・支援体制の整備	健康福祉課 子ども教育課

3 生涯にわたる心と体の健康づくりへの支援

男女が共に健康で元気に過ごすため、健康教室、健康相談体制の充実を図ります。

また、それぞれのライフサイクルをとらえて快適な生活ができるよう、健康の保持増進が図れる環境の整備に努めます。

さらに、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ(性と生殖に関する健康と権利)に関する考え方を広く社会に浸透させ、男女が正しい知識・情報を得て認識を深めるための施策を推進します。

施策の項目	推進担当課
(1)生涯を通じた健康の保持・増進の支援及び相談体制の充実	健康福祉課 生涯学習課
(2)妊娠・出産期における母子の健康の確保の推進	健康福祉課
(3)「性と生殖に関する健康と権利」の考え方の浸透・定着	健康福祉課 子ども教育課

基本目標3

幼児教育及び学校教育における男女共同参画の促進



【現状と課題】

男女共同参画社会の実現には、人権尊重を基盤とした男女平等を形成していく必要があり、特に、人格形成期にあたる子どもたちへの教育は、男女平等の意識づくりに大きな影響を及ぼすことから、極めて重要な役割を担っています。

また、「男女共同参画社会」や「人権問題」について児童・生徒の更なる習熟を深める機会を設けるなど、あらゆる学びの場において男女平等教育の充実が求められています。

【男女共同参画の推進に関する施策の方向】

1 男女共同参画に関する理解の促進

幼稚園や学校等における人権及び男女共同参画教育の充実を図ります。

また、教職員、保護者等が男女共同参画に関する理解を深められるよう意識の啓発を促進します。

施策の項目	推進担当課
(1)人権及び男女共同参画に関する意識の醸成に配慮した指導及び学校運営	子ども教育課
(2)人とのかかわりを重視した学習及び相談体制の充実	子ども教育課 生涯学習課
(3)教職員、保護者等の男女共同参画に関する理解の促進	子ども教育課

2 キャリア教育の推進

児童・生徒が、性別にかかわらず、主体的に進路又は職業を選択する能力を身に付け、かつ、幅広い分野でその能力や個性を発揮できるようキャリア教育を推進します。

また、社会情勢や労働環境の変化に対応し、適切な進路又は職業を選択することができるよう情報提供や意識の啓発を推進します。

施策の項目	推進担当課
(1)キャリア形成のための支援	子ども教育課 生涯学習課

3 健康のための教育の推進

児童・生徒の様々な心身の問題に対応するため、学校における健康のための教育の充実を図ります。

また、健康や性に関して児童・生徒が正しく理解し、かつ、適切に自身の身体を管理することができるよう、適切な教育を推進します。

施策の項目	推進担当課
(1)児童・生徒の心身の健康を保つ学校保健の充実	健康福祉課 子ども教育課

基本目標 4

職場における女性活躍の推進



【現状と課題】

人口減少や少子高齢化を背景として、女性の労働力がますます求められています。

就業は、生活を支える基本的な要素で、個人の自立を図るうえで大きな役割を果たすものであり、特に女性にとっては職場をはじめとする様々な社会形成に参画する機会でもあることから、男女が共に生き生きと働き続けることができる就業環境づくりを進めていくことが必要です。

また、職業生活における活躍の推進には、仕事だけではなく、家事・育児・介護・近隣との付き合いなどの生活も、暮らしに欠かすことができないものであることから、職場全体でワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)を推進し、かつ、多様な生き方・働き方を選択することができる職場環境づくりを推進していくことが必要です。

一方、これまでも、「男女雇用機会均等法」をはじめとする法的な整備がなされてきましたが、賃金や昇進などの男女間格差は依然として解消されておらず、女性や若年層を中心に「非正規雇用」の割合が増え続けています。男女が共にやりがいや生きがいを持って仕事や家庭生活を送れるよう、長時間労働を特徴とする男性中心型労働慣行の見直しなどの働き方改革や、育児休業・介護休業等取得しやすい職場環境の改善が進むよう、更なる啓発に努めていく必要があります。

また、女性が個性と能力を十分に発揮し、活躍できるような環境整備に向けて、積極的な女性の登用や能力開発を図るため、事業者等への啓発や学習機会の提供などの取組も求められています。さらに、職場における男女の均等な雇用の機会と待遇確保とともに女性の地位向上、職域の拡大、職業能力の向上などにおいて、ポジティブ・アクション(積極的改善措置)の推進が求められています。

農林業や商工自営業においては、それらに従事する女性の仕事と家事の区別がつきにくく、経営上の位置づけなど経済的地位があいまいな傾向にあることから、男女が対等な立場で快適に働くための環境整備が求められています。

【男女共同参画の推進に関する施策の方向】

1 職場における女性参画の促進

本町では、職場において、男女の均等な雇用の機会と待遇を実質的に確保することにより、女性が能力を十分に発揮できるよう、「男女雇用機会均等法」に対する理解・遵守を促進します。

また、女性の採用、職域の拡大、管理職への登用について、情報提供等により、事業者等に対し積極的な取組を働きかけます。

施策の項目	推進担当課
(1) ポジティブ・アクションの普及啓発	総務課 産業振興課 生涯学習課
(2) 労働相談・情報提供体制の充実	総務課 産業振興課

2 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

新型コロナウイルス感染症の拡大を契機として、テレワークなど多様な働き方の推進がこれまで以上に求められており、また、少子高齢化やライフスタイルの多様化が進展する中で、ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、多様で柔軟な働き方が選択できるような制度の整備、働き方の見直しに係る意識啓発に努めます。

なお、事業者等においては、勤務体制の工夫や育児休業取得率の向上、女性の出産後復帰を当たり前とした職場環境の整備など、積極的な取組を行っているところもみられますが、引き続き女性の活躍推進に向けた環境の整備に努め、男女が共に働きやすい環境の整備及び保育・介護サービスなど社会的支援体制の充実を促進します。

施策の項目	推進担当課
(1)仕事と生活の調和及び働き方の見直しに関する意識啓発	健康福祉課 産業振興課 生涯学習課
(2)仕事と家庭の両立を支える各種支援制度の普及促進	健康福祉課 子ども教育課 生涯学習課
(3)育児・介護休業制度の普及啓発及び育児・介護休業制度を利用しやすい環境づくりの促進	全庁

3 農林業や商工業等の自営業における女性の積極的経営参画の促進

女性の労働が重要な役割を果たしていることを十分認識し、適正な評価が行われるとともに、意欲を持って経営に参画できるとともに、女性の労働条件向上とその持てる力を十分に発揮して地域産業の振興に寄与できるよう、啓発活動や研修機会の充実に努めます。

施策の項目	推進担当課
(1)女性の経営参画を促進するための意識啓発及び支援	産業振興課
(2)起業・事業継承に関する情報提供・相談及び支援	産業振興課

基本目標 5

防災における男女共同参画の推進



【現状と課題】

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、地震や津波により東北地方の沿岸部を中心として、広範囲に甚大な人的、物的被害をもたらしました。この震災では、意思決定過程への女性の参画が十分確保されず、男女のニーズの違いの配慮等にも大きな課題が残るものであり、災害時における男女共同参画の視点の重要性を再認識させられるとともに、人と人との絆の大切さを実感させられるものでありました。

また、避難所では、特に女性や高齢者、障がい者等が集団生活に不便やストレスを感じるなど、男女共同参画の視点の重要性が浮き彫りとなりました。今後も災害に備えて「性別による違い」に配慮した取組が必要であり、防災に係る意思決定の場に女性の参画とリーダーとしての活躍を促進することや、引き続き、男女共同参画の視点や多様な視点での事前の備え、避難所運営、被災者支援等の体制を推進する必要があります。

【男女共同参画の推進に関する施策の方向】

1 防災に関するあらゆる分野への多様な人材の参画推進

男女共同参画の視点から地域における防災への取組を推進していけるよう、多様な人材の参画を促進します。

また、防災に関するあらゆる分野において幅広い視点が求められることから、ダイバーシティ(多様性)に富んだ人材の積極的な参画を推進するとともに、すべての町民が安全で安心して暮らせる地域づくりの実現のために、各種支援事業の実施と、関係機関団体等との連携強化を継続して促進します。

施策の項目	推進担当課
(1)防災会議等へ女性登用の促進	住民課
(2)防災関係機関・団体との連携及び取組の強化	住民課

2 男女共同参画の視点を取り入れた防災の推進

防災の分野において、男女が共に参画できる環境づくりを推進するための啓発事業等を促進します。

また、自主防災組織代表者及び町内に居住する女性を対象とし、災害時の女性の役割や防災における女性の参画・活動等、重要性について研修等を通して広く啓発を促進します。

施策の項目	推進担当課
(1)防災意識の普及啓発	住民課